

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書

マイナンバー（社会保障・税番号）制度は、本年1月より開始され、市町村で通知カード・個人番号カードの交付の業務が行われている。

国の予算を見るとカードを交付する地方公共団体情報システム機構への交付金は、平成27年度国庫補助率100%が措置されている一方、市町村のカード交付事務に係る経費は個人番号カード事務費補助金が措置されるが、100%補助とされない状況が想定されている。

また、各市町村長宛に出された、平成27年12月25日付け総行情第77号、総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」により、セキュリティ強化の対応が求められた。

国の平成27年度補正予算の中でセキュリティ対策は、国が補助基準額を設定しているが、補助額が少なく市町村の負担が多くなっている。当市の場合、今後運用するセキュリティ対策に3億円余（5年間）の額が想定されており、マイナンバー制度にかかる費用は、多額の財政負担を強いられることとなる。

よって政府において自治体の負担軽減のため、下記事項について特段の配慮を求める。

記

- 1 平成28年度以降も個人番号カード交付事務及びシステム改修等に係る費用は、全額国の負担とすること。
- 2 マイナンバー制度を運用する上で、セキュリティ対策は必要不可欠であり、今後も問題が発生すれば、対策をとる必要が求められる。よってセキュリティ対策に係る費用は、全額国の負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月15日

静岡県富士宮市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

殿

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）